

浄化槽補助金申請に関する注意事項

○補助金申請について

- ・ 申請地が補助対象地域であることを確認しておくこと。
- ・ 浄化槽が設置された後に申請者がすみやかに住民票を異動して実際に住むこと（別荘等は補助対象となりません）。
- ・ 浄化槽設置工事着手前に余裕を持って申請を行うこと。

※補助金交付決定前に着工されている場合は補助対象となりません。申請書受理後に、申請場所に浄化槽が設置されていないこと等の確認を行います。

- ・ 工事着工予定日は、最低でも申請日から10日以上は空けること。
- ・ 登録浄化槽管理票（C票）の使用予定人員には、浄化槽人口把握のため、実際の使用予定人員を必ず記載すること。
- ・ 配置図・平面図には浄化槽の位置の他、ます、配管も正確に記載すること。また、変更があった場合は変更した図面を提出すること。

※ 町税等が未納の場合、補助金の交付が受けられません。

○補助事業の変更の承認について

- ・ 事業内容に変更（配置や機種の変更等）がある場合は速やかに変更承認申請を行い、事前に承認を受けること。

○実績報告書

- ・ 工事完了後 30 日以内又は当該年度の3月 15 日のいずれか早い日までに提出すること。
- ・ 浄化槽が稼動してから提出すること。

【工事写真について】

- ・ 工事前、工事中、工事後等が明確にわかる写真を撮ること（写真管理基準による）。
- ・ 単独処理浄化槽の撤去を伴う場合は着工前並びに清掃、撤去及び処分の実施が確認できる写真も添付すること。
- ・ 工事中用黒板等を使用して必ず撮影日がわかるように示してください。
- ・ 各工程の写真を撮り忘れることがないようにご注意ください。

※撮影日不明、写真を撮り忘れ等は、補助金の交付ができない場合があります。